

(目的)

第1条 この規程は、学校法人札幌大学が設置する学校（以下「本学」という。）の正課教育及びこれに付随する学外における研修、又は課外活動のためのバス（以下「大学バス」という。）の利用について定める。

(定義)

第2条 この規程で正課教育とは、本学が開設する単位認定を伴う正課の授業によるものとし、課外活動とは、本学学生自治会に所属する団体の主たる活動をいう。

(利用の範囲)

第3条 課外活動による利用の範囲は、別に定める。

(利用申請)

第4条 大学バスを利用しようとする者は、大学が指定する期限までに申請書類を提出しなければならない。なお、申請期限及び申請書類については別に定める。

2 利用申請の受付窓口は別に定める。

(利用許可)

第5条 前条の手続きにより大学バスの利用を許可するときは、許可書（様式2）の交付をもって行う。ただし、利用者が特に必要としないときには、許可書の交付を省略することができる。なお、学長は許可に際し、利用条件を付することができる。

2 バス運行の手配が困難であるときは、利用を許可できない場合がある。

(運行管理)

第6条 大学バスの運行は、学校法人札幌大学が指定した会社に依頼する。

2 大学バスの利用にあたっては、原則として本学職員又は課外活動指導者など、利用上の責任者が同行するものとする。なお、課外活動における利用上の責任者が本学の業務の都合上同行できない場合、学内の関係機関と責任者は、有事の対応に備え、利用期間中の連絡体制を確保しなければならない。

(運行制限)

第7条 大学バスの運行は、次のとおり制限する。

(1) 運行を許可する目的地の範囲は、北海道内とする。

(2) 本学発着とし、利用者は目的地までの効率的かつ経済的な利用に努めるものとする。なお、利用期間中においては、原則として運行計画を変更することはできない。また、特別な事由により利用上の責任者が運行計画を変更しなければならないと判断したときは、学内の関係機関と協議し、許可を得なければならない。

(3) 利用人数は、原則として1利用団体当たり10人以上とする。

(費用負担)

第8条 大学バスの運行に係る費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 大学バスを利用した者は、本学からの請求に基づき、指定した期限までに大学バス利用料を納付しなければならない。なお、納付方法は別に定める。

(2) 前項に規定する利用料は、バスチャーター料金の2分の1及びバスチャーター料金以外の運行に係る全ての費用とする。なお、バスチャーター料金の2分の1について千円未満の端数が生じる場合は本学が負担する。

(3) 利用者の都合によって利用を取りやめた場合に生じる費用については、利用者が負担する。

(その他)

第9条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この取扱要領は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。